

Page	2025年5月1日改正後	現行	備考	差異
新:8 旧:8	ICカード規定	I Cカード規定	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	
新:8 旧:8	1 カードの利用	1. <u>(カードの利用)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:8 旧:8	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金および JA カードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 同一名義で当組合に開設された全ての 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金および JA カードローン（キャッシュカード）について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 それぞれ当該 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。		
新:8 旧:8	① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） もしくは 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利_用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、 または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） および 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	② 当組合 もしくは 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当組合 および 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振_込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合		
新:8 旧:8	④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構_所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:9 旧:8	⑤ 当組合または提携組合の 店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等 を行う場合	⑤ 当組合 および 提携組合の 窓口で入金 および 払戻し を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「振込」、「届出事項の変更」口座振替の依頼等」を行う対応を追記。	変更
新:9	⑥ 当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	追加
新:9 旧:8	⑦ その他当組合所定の取引をする場合	⑥ その他当組合所定の取引をする場合	項番の変更	変更
新:9 旧:9	2 入金	2. <u>(貯金機による入金)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:9 旧:9	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に した がって、貯金機にカードまたは通帳（当組合および 全国 の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従 って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および 全国 の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	変更
新:9 旧:9	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 1 回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	同上	変更
新:9	(3) 入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	追加
新:9	(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等 に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	追加
新:9 旧:9	3 払戻し	3. <u>(支払機による払戻し)</u>	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	変更
新:9 旧:9	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に した がって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従 って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:9 旧:9	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	同上	変更
新:9 旧:9	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	自動機利用手数料金額等を記載した箇所の項番の変更にともない変更。	変更

Page	2025年5月1日改正後	現行	備考	差異
旧：9				
旧：9		4. (カードによる窓口での入金および払戻し)	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧：9		(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「2 入金」に記載内容を統合したため削除。	削除
新：9 旧：9	(4) <u>ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、</u> 当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。 <u>なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u>	(2) <u>カードによる窓口での払戻しの際は、</u> 当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「3 払戻し」に記載内容を統合のうえ、「ピンパッド」を窓口で利用する手順を追記。	変更
新：9	(5) <u>当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	追加
旧：9		<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧：9		(3) <u>カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧：9		(4) <u>窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
新：10 旧：9	4 <u>振込機による振込</u>	5. (振込機による振込)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新：10 旧：9	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	同上	変更
新：10 旧：10	5 <u>自動機利用手数料等</u>	6. (自動機利用手数料等)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新：10 旧：10	6 <u>代理人による預入れ・払戻しおよび振込</u>	7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新：10 旧：10	(1) 代理人（本人生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（本人生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	同上	変更
新：10 旧：10	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。		
新：10 旧：10	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。		
新：10 旧：10	7 <u>貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い</u>	8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新：10 旧：10	(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	同上	変更
新：10 旧：10	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取扱いはしません。	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取扱いはしません。	同上	変更
新：10 旧：10	(3) 前2項による入金 <u>は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項</u> によるものとします。	(3) 前2 項による入金 <u>および払戻しを行う場合には、第4条</u> によるものとします。	参照箇所の変更ともなる変更。	変更
新：10 旧：10	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	同上	変更
新：11 旧：10	8 <u>カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入</u>	9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新：11 旧：10	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>および</u> 振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	同上	変更
新：11 旧：11				
新：11	9 <u>本人確認</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	追加
新：11	(1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u>		同上	追加
新：11	(2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		同上	追加
新：11	(3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>		同上	追加

Page	2025年5月1日改正後	現行	備考	差異
新:11	(4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	追加
新:11 旧:11	10_カード・暗証の管理等	10. <u>(カード・暗証の管理等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
旧:11		<u>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>	「9 本人確認」の追記にともない、削除。	削除
新:11 旧:11	(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>(2)</u> カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	変更
新:11	(2) <u>当組合または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11および12 に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	追加
新:11 旧:11	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。		
新:11 旧:11	11_偽造カード等による払戻し等	11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:12 旧:11	12_盗難カードによる払戻し等	12. <u>(盗難カードによる払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:12 旧:11	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:12 旧:11	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		
新:12 旧:11	② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
新:12 旧:11	③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		
新:12 旧:11	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:12 旧:12	ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:12 旧:12	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	変更
新:12 旧:12	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	同上	変更
新:12 旧:12	13_カードの紛失、届出事項の変更等	13. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:12 旧:12	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:13 旧:12	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）およびタブレット等により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機およびタブレット等の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	変更
新:13 旧:12	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。		
新:13 旧:12	14_カードの再発行等	14. <u>(カードの再発行等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:13 旧:12	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	同上	変更
新:13 旧:13	(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。	(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。		
新:13 旧:13	15_貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:13 旧:13	16_解約、カードの利用停止等	16. <u>(解約、カードの利用停止等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい	変更

Page	2025年5月1日改正後	現行	備考	差異
			い変更。	
新:13 旧:13	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、 J A ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、 営農貯金 または 貯蓄貯金 規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、 (削除) カードの IC 部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、 J A ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、 営農貯金 または 貯蓄貯金 規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、 本 カードの IC 部分を切断のうえ破棄してください。	同上	変更
新:13 旧:13	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。		
新:13 旧:13	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、 当組合 の窓口において 当組合所定の本人確認書類 の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、 当組合 の窓口において 当組合所定の本人確認書類 の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:13 旧:13	① 第17条 に定める規定に違反した場合	① 第17条に定める規定に違反した場合		
新:13 旧:13	② 普通貯金規定 、 総合口座取引規定 、 営農貯金規定 または 貯蓄貯金規定 により貯金口座の貯金取引が停止された場合	② 普通貯金規定、総合口座取引規定、 営農貯金規定 または 貯蓄貯金規定 により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:14 旧:13	③ 貯金口座 に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:14 旧:13	④ カード が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合		
新:14 旧:13				
新:14 旧:13	17 譲渡 、質入れ等の禁止	17. (譲渡、質入れ等の禁止)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:14 旧:13	18 規定 の適用	18. (規定の適用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:14 旧:13	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、 営農貯金規定 または 貯蓄貯金規定 、ならびに J A カードローン取引約定書、 J A カードローン 利用規定 （ただし、当組合と J A カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により 取 り 扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、 営農貯金規定 または 貯蓄貯金規定 、ならびに J A カードローン取引約定書、 J A カードローン 利用規定 （ただし、当組合と J A カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	同上	変更
新:14 旧:14	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:14 旧:14	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:14 旧:14	以 上	以 上		
新:14 旧:14	(2025年5月1日現在)	(2020 年 4 月 1 日現在)		